

西武フィットネスクラブ 会員規約の2020年3月31日改正のお知らせ

□西武フィットネス emifit 東久留米

改定前	改定後
<p>(月会費等) 第7条</p> <p>3 当社は、月会費・利用料金等を変更することができます。なお、月会費・利用料金等を値上げする場合（消費税率の変更に基づく金額の変更を除く。）には、当社は、会員に対し、3ヶ月前までに告知するものとします。</p> <p>4 前項の通知は、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれか方法および会員が当クラブに届け出た住所宛の郵送により告知するものとします。</p>	<p>(月会費等) 第7条</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>
<p>(施設利用の禁止) 第15条</p> <p>(3) 許可なく当クラブ施設内を撮影したとき</p> <p>(9) 追記</p>	<p>(施設利用の禁止) 第15条</p> <p>(3) 当クラブのロッカー・浴室及びプールエリア内で撮影をしたとき</p> <p>(9) 個人を特定できる写真・動画・音声等を、当該個人の許可なく、当クラブ施設内において撮影もしくは録音し、または当該写真・動画・音声等をインターネットサイト等不特定多数の目の触れる場所に掲載したとき</p>
<p>(営業時間・定休日の変更) 第17条</p> <p>当社は、当クラブの営業時間およびスタッフ受付時間、または定休日を変更することができます。この場合、2週間前までに、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれかの方法により会員に告知するものとします。</p>	<p>(営業時間・定休日の変更) 第17条</p> <p>削除</p>
<p>(利用案内) 第26条</p> <p>本規約および細則に定めのない事項については、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれかの方法により、会員に対して2週間前までに告知するものとします。</p>	<p>(利用案内) 第26条</p> <p>削除</p>
<p>(改正) 第27条</p> <p>当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員等に及ぶものとします。なお、改正・変更後の最新の規約については、当社は、会員に対し、1ヶ月前までに、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれかの方法により会員に告知するものとします。</p>	<p>(改正) 第27条→第25条</p> <p>当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等本施設にかかる規則（以下「本規約等」といいます。）の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての会員等に及ぶものとします。</p> <p>2 前項の告知方法については、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法によるものとします。ただし、月会費等料金を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除く。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。</p>